

東京農工大学学寮規程の一部改正

現行	改正
<p>本則 <u>(学生生活委員会)</u> 第7条 学寮の管理運営に関する重要事項については、学生生活委員会(以下「委員会」という。)で審議する。 (在寮期間) 第10条 在寮期間は、<u>入寮を許可された日からその者の修業年限</u>(大学院生は標準修業年限)以内とする。</p>	<p>本則 <u>(教育・学生生活委員会)</u> 第7条 学寮の管理運営に関する重要事項については、<u>教育・学生生活委員会</u>(以下「委員会」という。)で審議する。 (在寮期間) 第10条 在寮期間は、<u>別に定める期間とする。ただし、修業年限</u>(大学院生にあつては標準修業年限)<u>を超えることはできない。</u></p>

附 則 (教規程第69号)

この規程は、平成27年11月30日から施行し、平成27年4月1日以降の入寮者から適用する。